

むねいたく思ひ奉るほどの御事なりしとかや、

〔浪花の風〕當地にて名高き富商鴻池善右衛門が家の掟は、貝原篤信が定むる處といふ、此事を其家に尋るに、左様なること決して無之よしを答ふといふ、されど世上にて貝原が定るといふ説、一般に唱ふることにて、按るに何か子細ありて、此事を善右衛門方にては深く秘することによと思はる、何にいたせ、其家の掟は規則能整ひて、代々是を守るといふ、其一つを云ば、店に居る若きものも數十人なれども、其著服四季施等、皆古來よりの仕來りを守る故、他の店の者と混れることなく、且此ものども、時に寄て店の引けし後は、夜中十人廿人寄集りて酒のみ戯れ遊び、淨瑠璃又は亂舞杯の學びをなして、興ずることあり、是を陰にて聞時は、美酒嘉肴ありて大酒宴の有様なれども、其席を伺ひ見れば肴といふものもなく、先は菜漬の香の物か、左なくば鹽鰯杯を少々許り肴となして、酒のみ樂む體實に二百年も以前は、かくやありけんと思はる、ことにて、今世の目より見る時は、興のさめたる體なりといふ、又都て當地の豪家のもの所持の別莊、抱地坏の家作、いづれも良材を用ひ精工を撰み、尤美を盡して結構に營めり、然るに善右衛門が別莊は、手廣なれども、規則に外れしことなく、去る天保十四卯年に、御改革の命ありし頃、外豪家の別莊の家作は、長押造付書院を初種々身分不相應の造作故、俄に大工を雇ひ晝夜を争ひ、摸様替にて大に混雜せしことありしに、善右衛門が別莊のみは、規則に外れしことなき故に、更に手入杯といふことなく、其儘にて濟しといふこと、萬事此一二事に付て、其餘の家法正しき事推て知るべきなり、

〔紹述先生文集十三 墓碑銘〕持軒先生五井君墓碑銘

先生諱守任字加助、藤姓、五井氏、○中 生于攝州大坂、○中 本多能州侯時鎮和州郡山、聞其名行聘致

之、觀其風貌古朴、歎曰、難波之士、風尚奢侈、處之四十年、不改其初、豈常人乎、○中 先生、○中 簡牘往來、